

〈研究論文〉

1912年アメリカ合衆国大統領選挙における革新主義者たち —「中道政治」による「リベラリズム」の模索— (1)

三 島 武之介

【要旨】

本稿は、1912年アメリカ合衆国大統領選挙の主要候補が、古典的リベラリズムとニュー・リベラリズムの混在した政治状況下でいかなる「中道政治」を展開し、それが以後のアメリカ政治の思想的潮流にどのような影響を及ぼしたかを問う論考の第一稿である。

革新主義運動の旗手ローズヴェルト (Theodore Roosevelt: TR) は、連邦政府のポリスパワーの拡大により、資本家と労働者の間に社会的均衡を打ち立てることを目標とした。このニュー・リベラリズムの実現のために TR は、社会改良を要求する急進派と、これに抵抗する主流派とを対抗させ、両派の間にいる穏健派を共和党の政策決定過程の中心に位置させる「中道政治」を実行した。だがタフト (William Howard Taft) は、TR が「中道政治」を継続させるために避けていた関税改正を強行する過程で、議事運営を支配する主流派に依存を深め、急進派の離反を招いた。タフトが「中道政治」の継承に失敗したとみた TR は、共和党の政治力学を「中道政治」に引き戻すため、急進派と同じく、合衆国憲法修正により直接民主制度を導入することを提唱した。けれども、主流派と急進派の妥協を可能にしていたルート (Elihu Root) とロッジ (Henry Cabot Lodge) は、直接民主制度の導入が三権分立を崩壊させ、国家社会主義を招くとして反対した。結果として TR の「中道政治」は困難となり、共和党は古典的リベラリズムへと回帰していく。

キーワード：大統領選挙、関税、合衆国憲法、革新主義、リベラリズム

1. はじめに

本稿は、1912年アメリカ合衆国大統領選挙を「中道政治」の対決として捉え直そうとするものである。この選挙は、1896年、1932年のような決定的選挙 (Critical Elections) ではないが、3つの点でアメリカ史上の一つの事件である。第一に、共和党が長期的優位を誇った第四政党制の最中で唯一、民主党が統一政府を達成した政権交代劇であった。第二に、世紀転換期から第一次大戦にかけて台頭した革新主義 (Progressivism) のあり方が問われた選挙であった。第三に、民主党が革新政党化し、共和党が保守政党化することで、イデオロギー上の乖

離が拡大する過程、つまり二大政党の分極化に至る長い道のりの始まりを画した。

だが日本では、1912年大統領選挙は、もっぱら通史の中で、ウィルソン(T. Woodrow Wilson)の「ニュー・フリーダム(New Freedom: NF)」とローズヴェルト(Theodore Roosevelt: TR)の「ニュー・ナショナリズム(New Nationalism: NN)」に触れられるにとどまってきた。両者の対比は、革新主義(Progressivism)が内包した多様性を窺わせる点で、確かに興味深い。「NF」がトラストを全て解体し、牧歌的な自由競争の時代に回帰するとしたのに対し、「NN」は企業集中を時代の趨勢ととらえ、公共の福祉に反するトラストだけを解体するとした。また、「NF」が政府による福祉に否定的な姿勢をとり、貧困を完全に個人の責任に帰したのに対し、「NN」は政府による社会福祉の充実、格差・貧困の是正を訴えた、とされている¹。

しかし、「NF」にせよ「NN」にせよ、それが政党政治の文脈で形成された政見だという事実はさほど吟味されないままのように思われる。TRが「NN」を表明したのは、ウィルソンが民主党候補指名を受けるおよそ2年前である。この時点のTRは共和党員であった。彼が想定した政敵は、現職大統領たるタフト(William Howard Taft)、中西部の革新主義者ラ・フォルテ(Robert M. La Follette)、そして支持を拡大する社会党のデブズ(Eugene V. Debs)であった。当時のウィルソンは、「NN」を賞賛したと言われている。他方「NF」は、「偉大な庶民」ブライアン(William Jennings Bryan)の信任を得て民主党候補となったウィルソンが、TRとの論戦が本選挙の雌雄を決するとの見込みが強まる中で、「人民の弁護士」ブランドイス(Louis D. Brandeis)の助言を仰いで策定した、「NN」への対抗スローガンである²。

したがって、「NF」と「NN」を論じるには、4人の主要候補が立候補に至る過程および予備選挙、本選挙での論戦を丹念に追う中で、ウィルソンとTRが所属政党の内外で置かれていた政治環境をよく踏まえる必要がある。こうした観点に立った先行研究はアメリカにおいても少なく、以下の3点が代表的な研究である³。いずれも上述の第三点—1912年大統領選挙は今日の二大政党の分極化の端緒であるとの観点—にかかわる研究であるが、それぞれに得失がある。よって以下では、それを検討しながら、本稿の目的を詳らかにしたい。

先鞭をつけたブロードリック(Francis L. Broderick)は、選挙戦でのウィルソンとTRは、左派のデブズ、右派のタフトの間の「中道」に位置したとしながらも、4名はいずれも、工業化、都市化の荒波の中で生じていた社会問題への対処が政治に求められていると認識する点では、みな革新主義者であったとみなす。そして1912年大統領選挙は、1960年代末頃まで続く「革新主義の伝統」—合衆国憲法による公共の福祉の要請に従い、連邦政府は資本主義市場経済下の私有財産に規制を加えるべきとの立場—を遺したと結論している⁴。

確かに、主要候補4名は公的規制の強化については概ね合意していたと言えなくはない。その強化が1960年代末まで続いたというのも、「革新主義の理念」がもう一人のローズヴェルト(Franklin D. Roosevelt)からジョンソン(Lindon B. Johnson)へと継承されてきたとみれば、間違いではない。だがブロードリックは、1912年から1968年までの連続性を重視するあまり、のちにチェイス(James Chase)が指摘した1912年大統領選挙のもう一つの遺産を軽

視することになった。それは、レーガン (Ronald W. Reagan) の登場によって復権し、今日のアメリカ政治の一極をなすに至る「保守主義の価値観」である⁵。

ところがチェイスは、二次文献に大きく依拠したためか、主要候補 4 名のイデオロギー上の共通点や相違点を明確に示していない。これに対して、「革新主義の理念」が「NN」と「NF」との論争を経て民主党に浸透し、「保守主義の価値観」が TR とタフトの分裂および革新党の登場によって共和党の主流を占めていく過程に光を当てたのは、世紀転換期の共和党研究の大家グールド (Lewis L. Gould) である⁶。広範な一次史料を駆使した彼の記念碑的傑作は、関税が共和党内をタフト、ラ・フォルテ、そして TR の三派に引き裂く原因となり、その分裂を活用するウィルソンの如才なさが民主党をまとめていく様子を見事に描いた。

けれども、グールドでさえも答えていない問いがまだ一つある。それは、全国政党の主要候補 4 名が、2 つのリベラリズムの過渡期において、どのように「中道政治」を実現しようとしたか、である。ここにいう「中道政治」とは、説得と妥協を繰り返しながら、所属政党内の多様な構成分子および党外の潜在的支持者の間に広がる政見の相違を相対的に小さくしつつ、自らの指導下に多数合意を形成して、支持基盤を構築する営みである。

1912 年大統領選挙の主要候補 4 名は、いずれも全国政党の代表であった。全国政党はそれぞれの地域の利害を代表する分子から構成されるがゆえに、そこには様々に異なる政見の持ち主が集う。共和党には北東部の議会主流派と中西部の急進派が、民主党には北部の資本家、南部の州権主義者、西部の農本主義者が割拠していた。第三党たる革新党と社会党には二大政党に不満を抱く分子が集ったが、その中では、二大政党では政策綱領に上りがたかった政策—女性参政権や黒人公民権、企業国有化など—の実現を目指す急進派が大きな勢力を占め、互いの政策の優先順位をめぐる相争っていた⁷。

加えて、主要候補 4 名が当選するには、多かれ少なかれ、他の候補者から支持者を奪い取る必要があった。アメリカの政党規律はもともと弱い上に、TR が共和党を脱し革新党を結成したことで、無党派層の浮動票が大きく動く可能性が生じていた。TR が本選挙で 88 名の大統領選挙人と 4,119,207 の有効投票を得たことから、その票田の大きさが窺われよう。だからこそ 4 名は、当時としては異例の全国遊説を予備選挙段階から実施した。その過程で彼らは、程度の差こそあれ、他の候補者の主張する政策への対案を示すか、その長所を自らの政策に取り入れるかして、可能な限り多くの支持者を集めようとした。つまり、党内でも党外でも「中道政治」を行ったのである。ウィルソンと TR が、左派のデブズ、右派のタフトの間の「中道」に位置することになったのは、その結果として理解されなければならない。

グールドの著作を本稿が傑作と呼ぶのは、「中道政治」という用語こそ用いていないものの、その緻密な実証によって四者四様の「中道政治」を描いているからである。しかしグールドは、4 名の「中道政治」が革新主義の有する過渡期的な性質にどのように対応したかに、明確な枠組を与えていない。そのために、TR 以後の共和党に革新主義者が存在し、のちに超党派の「リベラル・コンセンサス」の一部を構成する一方で、ウィルソン以後の民主党にも革新

主義、そしてニュー・ディールに反対する保守派が存在し、共和党のカウンターパートとともに「保守連合」を形成することの思想的な背景が曖昧なままに残されている。

革新主義は、二つのリベラリズムの過渡期に登場した社会改良への意欲であった。一つは、ジェファソン（Thomas Jefferson）に連なる州権論や個人主義の伝統に則り、「小さな政府」からの自由を尊ぶ古典的リベラリズムであった。合衆国憲法の父たちは、多数者（有権者・政府）の専制が少数者（賢者）の権利を侵害しないよう、三権分立による抑制と均衡のシステムを構築した。このシステム下では、連邦政府の役割は、産業振興と西部開拓にほぼ限定され、それ以外の領域は地方自治体、民間団体および個人の手に委ねられていた。

もう一つは、ハミルトン（Alexander Hamilton）に連なる連邦主義の伝統に則り、「大きな政府」による自由を目指すニュー・リベラリズム（社会民主主義）である。革新主義者たちは、少数者（トラスト・政党）の専制が多数者（労働者・消費者）の権利を侵害しないよう、抑制と均衡のシステムを改編しようとした。第二次産業革命以後の急激な工業化、都市化がもたらした社会問題—資本の集中、貧富の格差、移民の流入など—は、地方自治体、民間団体や個人では対処できない規模と性質をもっていた。そのため、連邦政府がそれまで介入しなかった領域にまでポリスパワーを拡大させることが企図された。

1912年大統領選挙の主要候補たちはいずれも、この2つのリベラリズムが混在した政治状況に直面していた。彼らがもし「中道政治」を行おうとすれば、自らの政治スローガンにおいて古典的リベラリズムとニュー・リベラリズムをどうにか両立させなければならなかった。その両立の図り方は、4名のそれぞれが置かれていた党内事情や獲得を狙う選挙区の事情によって異なっていた。ほとんどの候補は両立に失敗し、敗戦を迎える。本稿の目的はそこに至るまでの歴史を通じて、アメリカ独自のリベラリズムの展開を描くことにある。

とはいえ、これは1編の論文で論じられる事象ではない。そこで本稿は手始めとして、1912年大統領選挙の政治的文脈を決した共和党の分裂を取り上げたい。タフトによる「中道政治」の試みは、主流派と急進派の対立を激化させ、その結果TRの離反を招く。タフトに対抗して出された「NN」は、共和党の政治力学を主流派からTRの側に引き戻すことを意図していたが、もはや共和党内では「中道政治」たりえなかった。そして共和党は、ニュー・リベラリズムではなく古典的リベラリズムの下に結集していく。その過程をみることにより、TRとタフトの決裂には、民主党の勝利を決定づけた以上の意義があったことを示したい⁸。

2. 関税改正をめぐる対立

共和党分裂の引金を引いたのは、1909年ペイン＝オールドリッチ関税法（the Payne-Aldrich Act）である。前任大統領TRは、関税改正を政治課題から排除することによって、独占規制や労働者保護などの改革を前進させるための政権基盤を維持していた。それは、改革に抵抗する主流派に改革を求める急進派を対抗させ、両派の間に位置する穏健派を共和党の政策決

定過程の中心に位置させることで成り立っていた。つまり、TRの「中道政治」は関税改正を回避することで実現していた。逆に言えば、共和党内では関税のあり方をめぐって大きな意見の隔たりがあったということでもある。当時の共和党内の関税論は、伝統的な保護主義、急進的な修正主義、穏健な引下げ論の三つに分類される⁹。

第一の保護主義は、下院議長キャノン（Joseph G. Cannon）、上院財政委員長オールドリッチ（Nelson W. Aldrich）を筆頭とする主流派の立場である。主流派の多くは、アメリカは豊富な天然資源、巨大な生産基盤、そして堅固な国内市場を有する大陸国家であり、それを欠くヨーロッパ諸国のように自由貿易下で国際分業を図る必要はないという孤立主義を提唱した。主流派の保護主義は、北東部から中西部にかけての新興の製造業者たちから支持を受けていた¹⁰。

だが画一的な高関税の妥当性に対しては、19世紀末の共和党内でも異議が唱えられていた。国務長官ブレイン（James G. Blaine）は、国内市場は飽和状態にあるため、生産余剰を輸出に振り向ける必要があるとし、主力輸出品がアメリカ産品と競合しない中南米諸国に狙いを定め、互惠通商協定を締結した。他方、ヨーロッパ市場への進出を目指す製造業者の間では、全米製造業協会（National Association of Manufacturers: NAM）の1903年決議にもみられるように、関税引下げによってヨーロッパ諸国による報復関税を回避したいとの欲求が高まっていた。よって主流派も、国内産業を犠牲にしない限りという条件付で、ヨーロッパ諸国との互惠通商協定交渉により輸出の拡大を目指すとの方針に賛同していく¹¹。

こうした中で、第二の修正主義がにわかに力を得てくる。これは、カミンズ（Albert B. Cummins）、ラ・フォルテら急進派の立場である。彼らの多くは中西部の革新主義者であったが、その保護関税に対する不満の根源は、東部の工業製品が保護されている一方で、その生産を支えているはずの中西部の農産物や原材料は保護を受けていないとの不平等感にある¹²。

この不公平感は、中西部の農民や原材料の生産者が東部の工業製品の消費者である—たとえば中西部の農産物は、東部製の農作機械で生産される—という見解によって強められていた。ゆえに急進派は、民主党の重鎮で農業州の利害を代表するブライアンが唱えた「関税はトラストの母」というテーゼを我が物とした。すなわち、保護関税はトラストの形成と発展を助長する一方で、必需品価格を上昇させ、消費者に負担を強いているとして、主流派を非難したのである¹³。

主流派と急進派の対立構造が浮上するなかで、第三の穏健な引下げ論が登場する。これは、タフト、ルート（Elihu Root）ら穏健派の立場である。TR政権の主要閣僚だった二人は、フィリピンに特惠関税を導入しアメリカ資本を誘致しようとした経験を通じて、産業保護に必要な限度を超えて高率な現行関税は、東部に有利で西部に不利な経済構造を育み、かつ、海外市場の開拓の障害となっていると確信するに至っていた。この確信が有権者の間にも浸透しつつあるとみた二人は、関税引下げの可能性を探り始める¹⁴。

タフトとルートはその方途として、民主党が求める一律引下げではなく、最高・最低税率制度を選択した。その理由は三つある。まず、品目ごとに税率を検討できるため、多様な利

害関係者を抱えるNAMや選挙区の利害を守りたい急進派からも、支持を集められるとみた。次に、独仏等との互惠通商協定交渉を通じて、連邦議会でも、特にドイツに範をとる関税制度を導入し、ヨーロッパ市場への輸出拡大を期すとの気運が高まりつつあった。そして最後に、以上二つの理由から、主流派の保護主義者からも賛同を得る見込みがあった¹⁵。されど大統領たる TR は、関税改正に消極的なままであった。主流派と急進派は関税率の具体的検討の段階で必ず衝突する、と正しく予見していたからである。

TR の後継に指名されたタフトは、1908 年大統領選挙で、翌年春に関税改正のための特別議会を招集すると共和党綱領に明記させた。その際、生産者の保護を説く主流派と、労働者・消費者の保護を訴える急進派の双方に配慮した「中道政治」を提案した。すなわち、内外生産コストの差異に応じて「合理的な保護関税」を設定することによって、国内生産コストを下げ、国際競争力を向上させ、国内投資と労働賃金を高い水準に維持する方針を示した。これによってタフトは、関税をめぐる「煽動的な」政争を終わらせ、「多様な産業」が「円満に」発展できるようにしたい、との抱負を語った¹⁶。

TR が懸念した関税率設定について、当初タフトは、大統領の任命する外部専門家が、内外生産コスト等を調査し、議会に設定税率を助言する関税委員会 (Tariff Commission) の常設を目標とした。その設置法案は既に TR 政権末期、急進派に近い穏健派だったベヴァリッジ (Albert J. Beveridge) によって提出されていた。ルートの言葉を借りれば、関税委員会は関税率設定プロセスを、「地域代表」による議会審議から「超党派」の「科学的」調整に移行させる試みであった¹⁷。関税委員会は、関税率設定を脱政治化することによって、「中道政治」を実現しようとしたわけである。

ところが、関税委員会は「中道政治」の手段たりえなかった。主流派は、関税委員会が関税率設定権を議会から剥奪し、野放図な引下げを招くとみて、激しく抵抗した。これに対し急進派は、関税委員会の調査結果でカルテルが判明すれば、ただちに当該企業に関わる保護関税を一時停止する権限を大統領に付与するとのラ・フォルテ法案で応じた。この時は大統領 TR の介入で、下院歳入委員会下に数名の財務省、労働商務省の事務官を配置し、内外生産コスト等の調査・報告をさせるとの妥協が成立した¹⁸。

新大統領タフトの要請により招集された特別議会で、ペイン＝オールドリッチ関税法に向けた審議が本格化すると、ベヴァリッジは関税会議 (Tariff Board) 法案を提出する。この新法案には、関税設定をトラスト規制に結びつけようとする急進派の意向を汲んで、関税会議に大企業経営者を証人喚問し、当該企業の帳簿を調査する権限を付与する条項が盛り込まれた。ベヴァリッジと急進派は、行政委員会を諦め、外部専門家の政治任命に的を絞ったわけである。ところが、ベヴァリッジを支援していたはずの NAM が、上記条項が連邦議会に排他的な価格設定を許すことを恐れた。これを奇貨として、主流派を率いるオールドリッチは、上記条項の削除を皮切りに、ベヴァリッジに妥協を強いていく¹⁹。

ベヴァリッジと急進派が主流派に対抗するには、大統領のほかに頼れる者はなかったであ

ろう。しかしタフトは、718 条 2 項に織り込まれる曖昧な文言—最低税率の適用に際しては、大統領には事前に不当な差別関税の不存在を調査する義務があり、その遂行にあたっては専門家の助言が必要となるかもしれない—と、同条項に基づいて関税会議を関税法成立後に設置するとの内諾とを与えるにとどまった。ベヴァリッジと急進派は 718 条 2 項に反対投票を投じた。1909 年 12 月タフトは実際に関税会議を開設するが、大統領は主流派に屈して関税委員会を創設しなかったとの恨みを急進派の間に後々まで残した²⁰。

タフトがベヴァリッジ法案を支援しなかったのは、議会での議事進行を掌握する主流派を懐柔しなければ、関税法案は議会を通過しないと知っていたからである。主流派は、1908 年共和党綱領が謳う関税「改正」は「引下げ」を約したものではない、と否定的な反応を示していた。それは、オールドリッチの招きで財政委員会入りしたロッジが、新関税法案は実質的にディングレー関税法と変わらないと予測するほどに強かった²¹。そこでタフトは、急進派によるキャノン下院議長の退任要求を支援する素振りを見せて、キャノンとオールドリッチを交渉のテーブルにつかせた。そして、両者が関税改正に応じる代わりに、自分は議会の立法権を尊重して、関税率設定の審議に干渉しないとの妥協を提示し、了承を得た²²。

関税委員会を欠いたまま関税率設定を主流派に委ねた時点で、タフトは「中道政治」の貫徹を諦めたと言ってよい。その果てに待っていたのは、TR が予測した通りの大失敗である。上院議員として審議に参加したルートによれば、関税引下げに積極的だったはずの急進派は、選挙区の主要製品の関税を引き下げる法案には、幾度となく反対票を投じた²³。つまり、関税改正審議は地域の利害がぶつかり合う闘争の場と化したのである。

それでもタフトは、主流派との約束を律儀に守り、関税法案が両院協議会に至るまでは傍観を貫いた。その理由の一つは、本人が認めている通り、議会での議事手続、慣行および戦術に不案内で、主流派の助けなしに関税率設定を進められなかったからである²⁴。結果として、ディングレー関税法に比べ、1,150 品目は変更なし、645 品目は引下げ、220 品目は引上げられた。平均税率はおよそ 57% から 38% に低下した。だがロッジが看破したように、品目ごとの関税率調整は、有権者がタフトに期待したような抜本的減税をもたらさなかった²⁵。

急進派にとっては、ペイン＝オールドリッチ関税法は何も改正していないに等しかった。彼らは、主流派が不合理な「擬装条項」を駆使して、ディングレー関税法のもつ差別的—東部のトラスト、金融家、鉄道会社に有利で、西部の農民、消費者や個人事業主に不利—な関税構造を温存したとみたのである。それだけに、タフトが新関税法を「共和党がこれまで通過させた中で最高の関税法案」と自賛したことは、急進派を憤激させた。その中には、最終投票においても自党提出の法案に反対票を投じ続けた者が 7 名もいた²⁶。

かくして、関税引下げを選挙公約に掲げた最初の共和党大統領は「中道政治」に失敗し、主流派と急進派との対立を党の分裂へと深刻化させた。タフトはさらに、有名なバリンジャー＝ピンショー論争の中で、TR と急進派の共通理念だった自然保護よりも、主流派の支援者による天然資源開発を優先する姿勢をみせる。それにより急進派は、TR 以上にトラスト訴訟に

熱心だったタフトを、主流派のトラスト擁護に加勢するものとみなした²⁷。

タフトの「中道政治」の失敗がアメリカ政治にもたらす変化の予兆は、早くも 1910 年中間選挙の結果に現れた。一般世論は既に、ペイン＝オールドリッチ関税法を以て、共和党は 1908 年大統領選挙公約に違反したとの評価を下していた。極端に言えば、民主党が勝利するには、共和党の保護関税が消費者生活を圧迫しているとの選挙戦を展開しさえすればよかった²⁸。民主党は 1894 年以来初めて下院で多数派となり、上院でも議席を 7 つ伸ばした。大敗を受けてタフトは、1912 年大統領選挙での候補指名すら危うい立場に追い込まれていく。

3. 通商裁判所をめぐる対立

前任大統領たる TR は、1910 年中間選挙での共和党の敗北を重く受けとめた。それが、自らの「中道政治」を継承したはずのタフトが「変節」したことに対する国民の審判だと捉えたからである。TR の観察では、タフトは周囲から感化されやすいあまりに主流派に取り込まれ、急進派を疎外し、穏健派は党の分裂を前に「途方にくれる」しかない状況に追い込んだ。その結果、共和党の政治力学は、国民の期待する社会改良ではなく既得権益の保持に向かいつつある、と TR はみた。党公認候補の応援のため遊説するなかで、TR は有権者も自分と同じ印象を受けていると実感する。ゆえに、TR は投票を待たずに共和党の大敗を正しく予測し、次の大統領選挙でタフトの再選を支持するとの確約を与えることを避けた²⁹。

タフトが主流派に与したとの解釈は、急進派のそれと瓜二つである。けれども、TR がそこに至ったのは、急進派が指弾したタフトの関税問題や自然保護問題へのアプローチというよりも、彼のトラスト規制問題に対するアプローチに「反動」の傾向を認めたからである³⁰。それは、タフトが、合衆国憲法の定める三権分立を時代の要請に合わせるべく、行政府と司法府との間に勢力均衡を再構築する改革構想を提示したことを指している。これを示す最も良い例が、1910 年マン＝エルキンズ法 (the Mann-Elkins Act) である。

同法は、1887 年州際通商法を改正し、州際通商委員会 (Interstate Commerce Commission: ICC) の権限を強化して、各種通信事業者に規制を加え、短・長距離鉄道の貨物運賃の上限を設定できるようにしたことで知られている。タフトは、1908 年大統領選挙中の公約の一つに、破壊的競争および不正な通商慣習の規制を掲げていたため、新法の制定を連邦議会に働きかけた。その目玉が、通商裁判所 (Commerce Court) の設置である³¹。これは、TR による行政府の規制権拡大とは異なる斬新な発想に基づいていた。

州際通商法では、ICC は、大統領が任命する 5 名の委員からなり、運送業者 (主に鉄道会社) が同法に違反しているとの訴状を受理すると、事件に関する帳簿・記録等を提出させ、証人を喚問できた。審理の結果、同法違反と判定されれば、ICC は当該業者に営業停止命令を発し、不服従の業者を連邦巡回裁判所 (のちに連邦控訴裁判所と改称) に起訴できた³²。ところが、州際通商訴訟はその専門性の高さゆえに遅々として進まず、判決主旨も論理的な明

確さを欠き、規制対象たる企業を混乱させ、経済活動に支障をきたしていた。

その解決策としてタフトが提案したのが、通商裁判所である。通商裁判所は、ICC の裁定により生じる全ての訴訟を審理し、上告は最高裁判所に対してのみ行う。審判に参加する連邦政府職員は司法次官補のみとし、州際通商法では可能だった ICC とその代理人の参加は認めないとした。これが実現すれば、運送業者に対する規制は、調査を ICC、訴追を司法省、審判を通商裁判所がそれぞれ分担する体制に移行する。そうすれば、訴訟手続を「迅速」にし、法執行を「効果的・体系的・科学的」にできると力説した³³。

ただしタフトは、通商裁判所を連邦司法制度の中に組み込ませた。司法長官ウィッカーシャム（George W. Wickersham）が大統領の命を受けて草案したエルキンズ法案では、初回の判事指名・任命は、5 年の任期付とはいえ、連邦最高裁長官が連邦巡回判事の中から行うとされた。2 回目以降の判事の指名・任命および任期は通例通りとされたが、彼らも最高裁長官の裁量により他の下級裁判所との間で人事ローテーションされると記されていた³⁴。

ここに、判事経験者タフトならではの権力観を窺うことができる。タフトのねらいは、ICC が行政専門化の一端を担うように、通商裁判所に司法専門化の一端を担わせることにあった。専門家行政と専門家司法が相互連携を制度化すれば、複雑化する経済活動に一定の秩序を与えつつ、アメリカの国際競争力を増進することができる。さらには、司法府の行政監視によって、行政府が合衆国憲法の要請する限度を超えて企業活動を規制するのを未然に防ぐこともできる、とタフトは期待した³⁵。つまりタフトは、TR の連邦政府権限の拡大路線に連邦司法制度を適応させ、三権分立をアップデートしようとしたのである。

この法律家らしい保守主義に根ざした改革構想は、革新主義者から猛反発を招いた。彼らの間では拭い難い司法府への不信感が共有されていたからである。当時の連邦最高裁は、ノーザン・セキュリティーズ事件で、一社による鉄道会社の株式買占は州際通商に影響を及ぼし、反トラスト法の適用を受け得ると判示するなど、州際通商に対する連邦政府の規制権は製造には及ばないとした E・C・ナイト事件判決の適用を緩めようとしていたと言われる。けれども革新主義者は、司法府を主流派と同じく改革に立ちはだかる保守の牙城とみなし続けた。デュー・プロセス条項を根拠に、州労働時間の上限設定は憲法修正第 14 条の保障する「契約の自由」を侵害すると判示したロックナー事件判決のように、連邦最高裁が一般福祉立法に対して古典的リベラリズムで臨み続けていたためである³⁶。

ゆえに急進派は、エルキンズ法案が鉄道規制権を ICC から通商裁判所と司法長官に実質上移譲させ、規制を緩めようとする主流派におもねっている、と反発した。とはいえ、通商裁判所が大統領の念願である以上、設置そのものを否定はできない。そこで急進派は、判事の任命承認権が議会にないことに不満をもつ民主党議員とともに修正要求を重ねた。その結果、判事の任期は 5 年（1 年の中断を挟めば再任可）と限られた。任命も初回から大統領が上院の助言と承認に基づいて行うとし、最高裁長官の裁量は欠員を補充するにとどめられた。さらに急進派は、ICC および積出人（生産者）の審判参加を認めるよう修正を求めた。訴訟手

続の効率化には反する要求であったが、タフトがこれを了承したことで主流派も承諾した³⁷。

急進派の抵抗を受けながらも、通商裁判所は設立された。しかし、この短命の行政裁判所のためにタフトが払った代償はきわめて大きかった。のちに「リベラル」と自称する新世代の革新主義者—クロリー (Herbert Croly)、リップマン (Walter Lippmann)、フランクフーター (Felix Frankfurter) ら—が批判したように、司法府重視の姿勢は硬直的な憲法観の表れと解された。そしてタフトは、主流派と同じく「保守主義者」との烙印を押されるに至り、二度と「中道政治」を実行できなくなったのである³⁸。

4. ニュー・ナショナリズム

タフトを保守主義者と分類した革新主義者にとって、TRの再登板こそ改革を後退から救う切り札であった。なぜならTRは、1910年中間選挙戦の最中に「NN」と題し、持論のステュワードシップ理論—憲法が明確に禁じていない限り、大統領は「人民の意志」に基づき「公共の福祉」のために何でも行い得るという解釈—を掲げ、あくまでも行政府の権限拡大によって社会的均衡を達成することこそ、連邦政治が目指すべき改革の方向性だと宣言していたからである³⁹。TRは明言を避けたが、「NN」は明らかに、行政府と司法府の勢力均衡というタフトの改革構想の否定であった。TRからすれば、タフトは二重の意味で政治議題の設定を誤っていた。

第一の誤りは、社会一般の均衡が求められている状況下で、統治機構内の権力の均衡を目指したことである。TRの歴史観では、かつて共和国アメリカは、労働を通じて財産を築く機会をどの市民にも等しく与えていた。ゆえに市民は、自身の能力が許す限り共和国に奉仕し、それによって共和国は国民共同体として維持されてきた。ところが、第二次産業革命のなかで貧富の格差が加速度的に拡大し、都市の貧困労働者と不労所得者に象徴されるような労資間の断絶が生じた。労働者の中には、上記の機会を奪われて自治の精神を喪失し、その不満を暴力的な争議行為によって表明する者が現れていた。

TRは、ここに社会主義革命の前兆をみて、革命を回避し共和国を維持するには、労働者の組織化を支援—団結権・団体交渉権を法律で保護し、労働組合の大規模化を奨励—することによって、労資間の断絶を修復しなければならないと考えた。第二のタフトの誤りは、その担い手として、直接の民意を反映する大統領ではなく、間接にしか「人民の意志」を反映しない裁判所を想定したことである。タフトは、行政府は労使間の「仲介者」というTRの見解を踏襲しつつも、その役割は、司法府に十分な権限と公衆の支持を与え、大企業と大労組の双方が「確かに法の範囲内にあり続けるように計らう」ことだと述べていた⁴⁰。上述の通商裁判所は、この司法府の権限強化に先鞭をつけたものである。

TRは、タフトの手法では共和党が有権者の支持を失い、改革は後退すると懸念した。なぜなら、政党献金に起因する金権政治の歪みは、立法府を通じて司法府にも至っているとみた

からである。司法府が旧来の自由放任主義を奉じ、労働者保護立法の執行を妨害してきたと糾弾する点では、TRは急進派と変わりなかった。TRからみた司法府とは、「財産」をもつ特定の階級ではなく「全国民」の幸福に資するよう転換されるべき、改革の対象に他ならない。それを実現できるのは「公共の福祉の番人」たる行政府だけだ、とTRは断じた⁴¹。

当初、ルートやその子飼いのスティムソン（Henry L. Stimson）をはじめ、タフト政権を内外で支えていた穏健派は、TRとタフトのビジョンの違いに鈍感であった。その理由の一つは、トラスト規制に関する両者の考え方が類似していると思われたからであろう。タフトもTRと同じく、トラストが産業化により自然発生した所産であり、その高度な効率性は国家の経済的繁栄および労働者賃金の向上に貢献していると評価していた。トラストの解体を目指すラ・フォルテら急進派が、TRとタフトをとともに論敵とみなしたのも頷けよう⁴²。

だが、ルートやスティムソンが分かっていたのは、TRが既にタフトを見限っていたことである。1910年中間選挙の前後から、TRはピンショー（Gifford Pinchot）らによる次の大統領選挙への出馬要請をかわし続けていた。それは単に、世論の共感を失った共和党が勝利する見込みはないと見通し、敗戦の責任を背負いたくなかったからだけではない。自らの「中道政治」を継承せずに主流派に与したタフトが惨敗を喫すれば、党内の主導権が穏健派にわたり、共和党が革新政党として再建されると期待したからでもある⁴³。こうした期待からTRは、タフトの改革構想の要たる司法府への批判を展開した。

その中でTRは、州際通商のような国家の「基本問題」に関しては、裁判所の不当な判決が「人民の意志」によって破棄されるべきだという際立った改革案を提示する。これによってTRは、共和党の再建のため協力を仰ぐはずだったルートやロッジとの関係に齟齬をきたすようになる。とりわけ、ニューヨーク弁護士協会長を務めるほどの高名な弁護士だったルートは、三権分立の根幹たる司法権の独立および違憲立法審査権を連邦最高裁から剥奪するつもりかと危ぶんだ。おりしも憲法3条裁判官の任期を短期に修正するとの案が急進派の間で浮上していたため、TRが同案に反対し続けるかに一抹の不安をおぼえたのであろう⁴⁴。

1912年大統領選挙が近づくにつれて、ルートの懸念は現実のものになっていく。1911年に入るとTRは、州判事に対して導入が進んでいたリコールを連邦判事にも適用することを示唆し始める。判事も国民の信託を受けた「公務員」である以上、国家の「基本政策」に関しては、その時々々の「公衆」の要望に応じて判決を下すことを要請されている。だが実際は、ナイト判決やロックナー判決のように、その要望に反した「反動的な」違憲判決を下している。現行司法制度上、判決の是正を求めるには「公衆」による批判を待つほかない。けれども、それを伝えるべきメディアは、「財産権を人民の諸権利よりも上位に置く」巨大企業の「擁護者」と化し、上記の違憲判決を称賛する傾向にある。よって、「公衆」の批判を判事に届ける別の手段が必要となる、とTRはいう⁴⁵。

違憲判決を覆したければ、別に同種の訴訟を起こして合憲判決を受ければよいという法律家の常識からすると、このリコール論は性急との印象は否めない。けれども、タフトが評し

たように、TRは訴訟に要する期間があまりに長いと感じ、国民の要請に即応して「公共の福祉」を実現できない司法府の「遅さ」を「大いに軽蔑」していた⁴⁶。その侮蔑の念は、司法府が違憲立法審査を通じて事実上の立法権を行使しているという認識によって、ますます強められていた。そこでTRは、他ならぬ違憲立法審査権こそ、憲法が時代状況の変化に応じてその解釈を変えてきた証左であるとし、憲法の条文解釈を柔軟にせよと説いた。TRにとって、合衆国憲法第3条第1節のいう「善行を保持する限り、その職位を保持する」判事とは、「悠久の人民の意志の代理人」として「公共の福祉」に貢献する「奉仕者」であった⁴⁷。

以上のように、TRの「NN」は、司法府に対する直接民主的な統制を提言した。一見して分かるように、その議論には、『ザ・フェデラリスト (*The Federalist*)』に通底する「多数派の専制」に対する警戒心は一貫して希薄である。TRによれば、人民には、「公共の福祉」に資する人材を選ぶ「知性」と「能力」が備わっており、リコールという新たな責任を課せられたとしても、引き続きそれらを発揮できるとした⁴⁸。TRの有権者に寄せる信頼に正面から反論したのが、ルートである。

ルートによれば、合衆国憲法の制定者の叡智は、キリスト教的な人間理解に基づいて、国家権力を分立させたことにある。そもそも人間は「弱い」存在で、己の「欲求」や「利害」によって意見を左右されやすい。立法府にせよ行政府にせよ、利己的な人間によって選出かつ構成されている以上、多数派の一時の「熱情」や「偏見」に突き動かされて、正当な理由なしに少数者の権利を侵害する危険性を常に伴っている。そこで建国の父たちは、きわめて非人間的な統治機関として司法府を設置したのだ、とルートは説く。

ルートの理解では、彼らは違憲立法審査を担当する判事に終身在職権などの手厚い身分保障を与え、立法府や行政府での政党政治にも、それらの構成員を選出する国民の意見にも左右されることなく、自己の良心に従って冷静かつ公正に判決を下すのを可能にした。それによって、司法府は多数決原理から少数者の正当な権利を守り得る唯一の統治機関となった。この重大な創意工夫の前では、審査に要する時間の長さなど問題にならない。むしろその時間が、一時の熱情や利害を排して、法律の合憲性を熟慮する猶予を与えている、とルートはいう。

合衆国憲法の定める三権分立を「世界の政治学に対する偉大な貢献」と称賛するルートにとって、司法府の独立と違憲立法審査権は「最良にして最も高貴な統治原理」であり、アメリカの統治制度の根幹である。判事および判決のリコールは、この根幹に対する攻撃に他ならない。もしリコールが制度化されれば、判事たちは、高度な法律知識をもたず、厳密な事実検証に耐えない大衆世論によって、自らの職位や権限を脅かされるかもしれないことを絶えず心配しなければならなくなる。そうなれば、司法府もまた政治の主導権をめぐる党派対立に巻き込まれ、アメリカの共和制は崩壊する、とルートは警告した⁴⁹。

以上を踏まえて、さらにTRとルートの議論を対比すると、両者の間には、国民の政治参加をめぐる原理的な意見の対立が存在したことが分かる。TRは、上院議員の直接選挙、レ

ファレンダム、イニシアティブの導入も提唱した。これらの直接民主制度を自制的に運用する仕組みをつくれれば、社会改良を求める公衆の声を立法府に届かせることができる。こうしてアメリカの代議制は補強され、社会的均衡も回復されるはずである、と TR は自説の正当性を強調した。TR においては、統治の即応性こそ秩序を安定させる術であった⁵⁰。

これに対してルートは、TR が提唱した直接民主制度にことごとく反対した。ルートが言うには、産業化が進み、多種多様な人口を抱える 20 世紀のアメリカでは、18 世紀のタウンミーティングで用いられた直接民主制度が通用するはずはなく、むしろ代議制の必要性はますます高まっていた。建国の父たちは、主権者たる国民にせよ、その負託を受けた統治機関にせよ、一時の「衝動」や「熱狂」によって民主主義を「衆愚政治」や「独裁」に墮す危険性は常にある、と想定した。20 世紀の大衆社会の登場により、その危険性は増している。代議制は独立した司法府と並んで、その危険を未然に抑止する「防壁」である、とルートは述べる。

ルートの考えでは、直接民主制度の導入は、有権者が自らの投票で選出した代議員を信用しないことを意味する。有為の人材は代議員の職位を望まなくなるであろう。それは、合衆国憲法の定める代議制そのものを根底から揺るがす。もしも人民が社会改良を望むのであれば、合衆国憲法の保障する選挙権を誠実に行使し、その意志を代表する代議員を選出すればよい、とルートは反論した。言い換えれば、ルートは憲法修正によって直接民主制度を導入せずとも、TR の目的は達成されることができ、またそうでなければならない、と説いたのである。ルートにおいては、統治の継続性こそ秩序を安定させる鍵であった⁵¹。

TR とルートの間で、直接民主制度についての意見の隔たりがこれほど大きかった理由は、法律家としての訓練と経験を有したか否かというキャリアの違いもさることながら、改革の緊急性について重大な見解の相違があったからである。

TR が直接民主制度導入を提唱するに至ったのは、有権者を盲目的に信頼したからではない。「タフト＝オールドリッチ＝キャノン体制」が、「法律家の内閣」「法律家の政権」さながらに、「国民の要求」や「感情」を理解しないまま施政を進めているとみたからである。それによって、社会党の政治基盤が拡張されていると TR はみた。稀にはあるが、社会党がもし黒人や黄色人種の白人に対する不満に訴えて、これらの非白人の支持を確保すれば、労使間の社会的均衡は永久に失われるかもしれない、との危惧を垣間見せることもあった⁵²。

かような危機感をもつ TR にとって、1911 年 10 月 26 日タフト政権が反トラスト法違反の容疑で US スティールを提訴したのは、「狭量で卑劣で愚昧な政治」そのものであった。激高した TR は、タフトが、規模の経済を否定する急進派の時代錯誤に与し、何の規制効果も期待できない「訴訟」を散発させ、社会的均衡を「破壊」していると公に批判した。反トラスト法が違法な企業活動を「曖昧」にしか定義せず、それに依拠する裁判所の判決も「混沌」としている結果、遵守すべき行動基準が企業に示されていないことにこそ問題があるとみたからである。

TR にとっては、立法府および司法府の「怠惰」による「非効率」を正し、「人民」と「大

企業」との「公正取引」を仲介できるのは、あくまでも行政府であった。ただし TR は、大統領在任中よりもずっと踏み込んだ中央集権化を描いてみせた。すなわち、鉄道に限らず全ての産業を監視する行政委員会を設置し、製造品の最高価格設定権、被雇用者の賃金・時間の規制権をも与えると提言した。そうして自由競争下においても消費者と労働者を保護することが、大衆に訴える社会主義の魅力を減じる方策だと、TR には思われたのである⁵³。

ルートやその周辺にとっても、確かにタフトは「法律家」然として「政治家」が備えるべきリーダーシップに欠けた。上記の TR 提言と同種の改革案は、陸軍長官スティムソンやその部下フランクファーター、US スティール重役のパーキンスからもタフトに伝えられた。だがタフトは、シャーマン反トラスト法の改正の必要を認めず、連邦最高裁が「合理の原則」に従ってスタンダード石油等の分社化を命じた判決を称賛し、今後も訴追を増やす意向を示すにとどまった。スティムソン以下3名はいずれも、タフトが現在の社会・産業状況に対する理解を欠き、有効な手立てを打てないとの TR の評価に同感であった⁵⁴。

しかしルートは、タフトと同じく、アメリカ社会における目下の騒擾は「一時的に過ぎない」とし、アメリカが社会主義革命の危機にあるとは感じなかった。ルートは、第二次 TR 政権期に既に、労働組合において社会主義者数が著しく減少したとし、争議行為に参加する新移民たちも世代を追うごとに、地域共同体での生活や学校教育を通じてアメリカの自治制度に同化していくとの自信を示していた。アメリカの生産能力の向上に比例して、個人の富が増大し富の再配分が進めば、労働者の不平不満も鎮静化するとみた⁵⁵。

ペイン＝オールドリッチ関税法の審議中に関税収入減を補う歳入源が議題となった際にも、ルートはタフトの望む対応をした。急進派は消費者と労働者に税負担を負わせないように、低額所得者を除いて連邦累進所得税を導入する法案を上院に提出した。同法案は主流派の強烈な抵抗を受けたが、民主党員の票を合わせれば可決される見通しが濃厚であった。そこで、ルートはロッジらとともに、1895年ポロック事件で連邦最高裁が同種の課税に違憲判決を下したことを理由に、タフトの推奨した一律2%の法人税を代案とし、連邦所得税を可能にする憲法修正を求める両院決議案を付して上院を通過させた。憲法修正による連邦累進相続税にも踏み込んで高額所得者への課税を提唱した TR とは、実に対照的な態度である⁵⁶。

一連のルートの「NN」に対する反論は、TR の長年の盟友ロッジにも共有されていた。ロッジは、上院議員の直接選挙に関しては、連邦議会内の抑制と均衡を損なうとして反対したものの、「統治機構の問題」に過ぎないとして許容できた。しかし、強制的イニシアティブ、強制的レファレンダム、判事・判決のリコールは「革新」ではなく、古代ローマが共和政から帝政へと「墮落」した歴史への「後退と退化」であるとして、断固反対した。ロッジもルートと同様に、拙速かつ無分別な立法を抑止し、慎重に熟慮を重ねた立法を保障し、少数者の権利を保護するために確立された合衆国憲法の基本枠組が破壊されると考えたのである。

ロッジは法律家ではなかったが、ルートと同じく、司法権の独立を個人の自由にとって「何よりも不可欠」とした。判事が「人民の意志」を代表しないことが、アメリカの代議制を有

効に機能させるとみたからである。ロッジによれば、「人民の意志」は「つかの間」の現象に過ぎない。今は「多数派」を形成している意見も、やがて「少数派」に移ろう。共和国アメリカでは、この不確かな「人民の意志」が立法と行政の府の代表を選出する。だからこそ、共和国が安定的に存続するためには、判事が自分以外の何者にも従属せずに違憲立法審査権を行使する必要がある、とロッジは述べた。歴史家たるロッジにとっても、判事・判決のリコールは、「英語諸国民」が長い闘争の歴史の末にたどり着いた「個人の自由」の殿堂を廃墟と化し、国家社会主義への扉を開く「誤謬」であった⁵⁷。

ルートとロッジが揃って「NN」に反対したことの意味は大きかった。「NN」は、主流派にとっては急進的で、急進派にとっては保守的である。主流派は企業規制を合衆国憲法の保障する財産権の侵害とみなし、急進派はトラストを全面的に解体し自由競争を復活させたがった。大統領が双方を宥めつつ「中道政治」を行うには、大統領の意向を理解した上で、連邦議会の情勢を的確に把握し、主流派と急進派の間で妥協点を見出し、それを法案に落とし込む仲介者が必要だった。TRにとっては、ルートとロッジがまさにその仲介者であった。

仲介者を失うことの意味を TR はよく理解していた。だからこそ、革新主義者からの大統領選挙への出馬要請をかわし続け、急進派とも一定の距離をとり続けた。ラ・フォルテがピンショール TR と親しい革新主義者とともに設立した全米革新主義共和党員連盟 (the National Progressive Republican League: NPRL) は、直接民主制度の導入をその設立目的に掲げ、TR の加入を繰り返し要請した。しかし TR は固辞し続けた。1912 年大統領選挙予備選挙において、急進派の望み通りにラ・フォルテの共和党候補指名を支持するか、ピンショールによる TR 自身の出馬要請を受諾するかの二者択一を迫られることを避けるためである⁵⁸。

そうやって TR が「NN」を一党員の意見にとどめている間は、ルートやロッジとの連携はよく機能した。実際、タフトが 1912 年大統領選挙に向けての布石を打つべく、カナダとの互惠通商を実現しようとしたとき、三人は、両国の生産者の利益以上に米英関係の緊密化に資するとの評価で一致した。また、タフトが米英仏間のあらゆる法的係争を締約国代表からなる高等弁務局による仲裁裁判で処理するとの条約を締結し、上院で批准を求めた際も、三人は、西半球防衛、移民問題のような国家の存立に関わる問題は対象外としなければ、仲裁条約は遵守され得ず、結果として国際法に対する各国の信頼を失わせるとの見解で一致した⁵⁹。

こうした連携は、TR が「ラ・フォルテ型の愚かな急進主義」者と呼ぶ面々との間には望むべくものもなかった。急進派は、カナダとの互惠通商が中西部の農民たちにとって著しく不利だという理由で、反対した。英仏との仲裁条約についても、締約国間の係争が仲裁裁判で裁定可能か否かの決定権を高等弁務局に与えるとの条項は、合衆国憲法が上院に与えた権限を剥奪するのかどうかばかりを問うた。TR が、自らの政治の原点は「アメリカは国家であり、国家として行動しなければならない」という確信にある、とラ・フォルテに語った真意は、急進派とは共に国家を運営できないと告げることにあつたに違いない⁶⁰。

けれども皮肉なことに、1912 年 2 月 2 日、ラ・フォルテが致命的な演説の失敗によって、

共和党候補指名を受ける見込みが消えたと思われたとき、TR が自らの「NN」を急進派から隔離しておくことは困難になる。NPRL に参集した革新主義者はラ・フォルテへの名目上の支持を取り下げ、元々の本命だった TR の下に殺到し、再出馬を要請した⁶¹。今度は TR もこれを受けた。タフトが先に触れた英仏との仲裁条約案で、国内政治のみならず国際政治においても司法積極主義が秩序を安定させるとの信念を披瀝したことで、TR の後継大統領に対する忍耐は限界を超えていたのである。

2月21日、TR がオハイオ州コロンバスで直接民主制度の導入をマニフェストに掲げ、同26日に共和党予備選挙に立候補したとき、ルートとロッジが TR と連携し続けることは不可能になった。ルートの言葉を借りれば、「ポピュリストと社会主義者」の間で絶大な人気を誇り、世論を糾合する「類まれな技術」をもつ TR が出馬したことによって、「NN」は、党派を超えて存在する主流派と急進派の政治抗争を激化させ、三権分立に反する体制を目指す公的な運動になる。そう予測した二人は、TR の候補指名を支持できなかった⁶²。

かくして「NN」は、TR が最も頼みとした二人を、憲法遵守を掲げるタフトと主流派の側に明確に立たせた。ロッジは TR との長年の友情を理由に、ルートは TR 政権の閣僚だったことを理由に、タフトのために TR を攻撃することはなかった。だが二人は、タフトや主流派と確固たる価値観と政治目標を共有した。それは、共和党は合衆国憲法とそれが規定する三権分立を遵守する政党であり、したがって TR の候補指名の阻止は大統領選挙での勝敗に優先する、ということである。ルートが議長を務める共和党全国大会は、タフトを大統領候補に選出した。敗北を不服とする TR は脱党し、革新党を発足させる⁶³。

TR が共和党予備選挙に出馬するか否かを決めかねていた頃、彼が自らの出馬に見出している意味は、共和党の行き詰りを解消することであった。タフトの失政によって、革新主義者は急進派に接近して「思慮分別を欠く極端」な改革案を突拍子もなく提示する勢力と化し、これに対し主流派はますます保守化し、改革が失敗するよりは何もしない方が政治的に賢明との立場を固めている、と TR はみた。彼が「NN」を唱えたのは、その両者を自らの「中道政治」に引き戻すためだったはずである。しかしルートやロッジといった仲介者を失った TR は、その目的を果たせない位置に移動せざるを得なかったのである⁶⁴。

5. 終わりに

TR が共和党内で「孤立」していると聞いたフランクファーターは、革新党に加入すべくタフト政権を辞すことを考慮する。同様の革新主義者は他にもいたが、TR は残留を促した。革新党の勝利の見込みはないので、敗戦で失うものがなく「大義」に殉じる「十字軍の気分」をもつ者以外は、「公職」に留まり「共同体への貢献」を続けるべきだ、と。その「大義」とは、「寡頭政治の政党」たる二大政党か「社会主義の政党」たる社会党かという二者択一に揺れる有権者に、「着実に、健全な、決然としながらも節度のある革新主義運動」を提示するこ

とである⁶⁵。TRにとって革新党は、共和党を革新政党として蘇らせる非常手段であった。

TRは、タフトが主流派に取り込まれたことにより、共和党はニューヨーク州民主党のタマニーホール同様の「ボス政治」に陥り、革新主義運動の拠点たりえなくなるとみた。TRの革新主義運動の目的は、連邦政府がボリスパワーを拡大することによって、労働者の組織化を支援し、その政治的自由を回復させ、大企業と大労組との間に社会的均衡を打ち立てることである。TRは自らの政治理念を「古い諸道徳を新しい諸条件に適用すること」と語ったが、その趣旨は、古代ギリシャ・ローマの共和政のごとく、個々の市民が己の天分や職分に応じた形で自治に参加する共同体を、産業化の進む20世紀に成立させることであった⁶⁶。

TRはこの理想を実現するために、社会改良を要求する急進派を、これに抵抗する主流派に対抗させ、両派の間にいる穏健派を共和党の政策決定過程の中心に位置させる「中道政治」を展開した。TRがタフトを後継大統領に選んだのは、彼が、名うての企業法務弁護士だったルートよりも、「中道政治」を実行しやすいとみたからである⁶⁷。ところがタフトは、TRが「中道政治」を政治的に実行可能にしておくために外していた政治課題、つまり関税改正に取り組んだ。その中でタフトは、議事運営に長けた主流派に依存を深め、急進派からの反発を招き、「中道政治」に亀裂を生じさせた。さらにタフトは、急進派を含む革新主義者の批判的であった司法府の専門化を企図し、訴訟を通じた州際通商規制に固執して、「中道政治」を崩壊させた。要するにタフトは、TRの「中道政治」の本質を理解していなかったのである。

そこで、TRは「NN」を掲げ、判事・判決のリコールを含む司法府に対する直接民主的な統制を提唱した。しかし、この合衆国憲法修正案は、TRの「中道政治」をますます困難なものにした。ルートとロッジのような共和党内の主流派と急進派との間の仲介者が、「NN」に反対したからである。二人は、経済的・政治的格差を行政府の介入によって改善しなければ、社会主義革命のおそれがあるとのTRの危機感を共有しなかった。ゆえに、司法権の独立と違憲立法審査権を統治の根本におく伝統的な憲法観に立って、「NN」は国家社会主義を招く危険性があるとみなした。TRは主流派へのアクセスを失って、孤立した。

かつてTR政権を内外から支えたタフト、ルート、ロッジは揃って、主流派とともに三権分立を擁護した。三者とも、裁判所は法律を社会経済的变化に適合させ、政治的係争を平和的に解決してきたとし、規制行政が私人の経済活動の領域に及んできた現在では、個人の自由を保護する司法府の役割はますます重要になっている、とした。さらには、TRのステュワードシップ理論に対し、大統領は明確な法的根拠に基づいてのみ行政権を行使できるのであって、他の二権を侵害する行為は許されない、とした⁶⁸。

1912年大統領選挙を闘う共和党は、TRの「大きな政府」ではなくタフトの「小さな政府」を旗印に、選挙戦を繰り広げる。その結果は惨敗であった。けれども、タフトはただ一点において勝利する。以後の共和党は、TR流のニュー・リベラリズムではなく、タフト流の古典的リベラリズムを党是として再建されていくのである。それにより、TRの「中道政治」は過去のものとなる。やがてクローリーやリップマンの『ニュー・リパブリック (*The New Republic*)』

誌も、他の革新主義者とともに、民主党支持へ舵を切っていく。この支持政党の転換には、ウィルソンの「中道政治」が大きく作用したが、これについては稿を改めて論じたい。

【注】

- ¹ 近年の優れた通史としては、山澄亨「第一次世界大戦と黄金の1920年代」和田光弘編著『大学で学ぶアメリカ史』ミネルヴァ書房、2014年、165; 久保文明『アメリカ政治史』有斐閣、2018年、79; 中野耕太郎『20世紀アメリカの夢』岩波新書、2019年、36-38; 岡山裕『アメリカの政党政治—建国から250年の軌跡』中公新書、2020年、123-125などがある。日本人研究者の注目がウィルソンとTRの対比に集まることが多い理由の一つは、二人が得票数第一位と第二位を占めたことに加えて、Arthur S. Link, *Wilson: The Road to the White House* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1947) および George E. Mowry, *The Era of Theodore Roosevelt: And the Birth of Modern America 1900-1912* (New York: Harper and Brothers, 1958) といったウィルソン研究、TR研究の古典的傑作が、両者の対比を強調しているためかもしれない。
- ² Mowry, *The Era of Theodore Roosevelt*, 292-295; John Milton Cooper, Jr., *The Warrior and the Priest: Woodrow Wilson and Theodore Roosevelt* (Cambridge, MA: The Belknap Press, 1983), 186; Link, *Wilson: The Road to the White House*, 488-490.
- ³ Frank K. Kelly, *The Fight for the White House: The Story of 1912* (New York: Thomas Y. Crowell Company, 1961) は、四つ巴の選挙戦を取り上げた最初の著作だが、もっぱら Mowry, *The Era of Theodore Roosevelt* と Link, *Wilson: The Road to the White House* に依拠している。
- ⁴ Francis L. Broderick, *Progressivism at Risk: Electing a President in 1912* (Westport, CT: Greenwood Press, 1989), 3-5, 215-218. ただしブロードリックは、レーガン (Ronald W. Reagan) の登場に至る保守革命の様態を目撃しており、「革新主義の伝統」は終わりを迎えると悲観していた。
- ⁵ James Chase, *1912: Wilson, Roosevelt, Taft & Debs—The Election that Changed the Country* (New York: Simon & Schuster, 2004), 8. 1920年代の共和党における保守派の優位、民主党における保守派とリベラル派の対立は、「革新主義の伝統」に並んで「保守主義の価値観」が一つの政治的潮流として存在していたことを裏付けるであろう。
- ⁶ Lewis L. Gould, *Four Hats in the Ring: The 1912 Election and the Birth of Modern American Politics* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2008), xi.
- ⁷ たとえば、Sidney M. Milkis, *Theodore Roosevelt, the Progressive Party, and the Transformations of American Democracy* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2009), 15-16, 144-145, 257-259. Jun Furuya, “The Socialist party of America and Eugene V. Debs Campaign in the 1912 Election,” *The Hokkaido Law Review*, 29, no.1 (August 1978), 83-84, 130-131 を参照。
- ⁸ 共和党内の分裂こそ、ウィルソンの勝利を決定づけた要因であることは、衆目のほぼ一致するところである。管見の限りでは、David Sarasohn, *The Party of Reform: Democrats in the Progressive Era* (Jackson

- and London: University Press of Mississippi, 1989), 143 と Chase, 1912, 238 だけは、共和党が分裂せずともウィルソンは勝利できたと述べている。
- ⁹ C.A.ピアード (齋藤眞・有賀貞訳著)『アメリカ政党史』東京大学出版会、1968年、129; 齋藤眞『アメリカ政治外交史』東京大学出版会、1975年、152-153; Henry Cabot Lodge and Charles F. Redmond eds., *Selections from the Correspondence of Theodore Roosevelt and Henry Cabot Lodge, 1884-1918*. 2 Vols. (New York and London: Charles Scribner's Sons, 1925) 2:225, 227, 233; Paul Wolman, *Most Favored Nation: The Republican Revisionists and U.S. Tariff Policy, 1897-1912* (Chapel Hill and London: The University of North Carolina Press, 1992), 116.
- ¹⁰ Sven Beckert, "Merchants and Manufacturers in the Antebellum North," *Ruling America: A History of Wealth and Power in a Democracy*, edited by Steve Fraser and Gary Gerstle (Cambridge, MA and London: Harvard University Press, 2005) 120; Wolman, *Most Favored Nation*, 2-3, 16.
- ¹¹ 小山久美子『米国関税の政策と制度—伸縮関税条項史からの1930年スムート・ホーリー法再解釈』御茶の水書房、2006年、55-62、70-71、87-90; Cyrus Veaser, *A World Safe for Capitalism: Dollar Diplomacy and America's Rise to Global Power* (New York: Columbia University Press, 2002), 31-32; Joseph Kenkel, *Progressives and Protection: The Search for a Tariff Policy, 1866-1936* (Lanham, MD: University Press of America, 1983), 43.
- ¹² Douglas A. Irwin, *Clashing over Commerce: A History of US Trade Policy* (Chicago and London: University of Chicago Press, 2017), 311.
- ¹³ Edmund Morris, *Theodore Rex* (New York: Random House Trade Paperbacks, 2002[c2001]), 144-147; フランク・ウィリアム・タウシグ (長谷田泰三・安藝昇一訳)『米國關稅史』有明書房、1990年、322。David P. Thelen, *Robert M. La Follette and the Insurgent Spirit* (University of Wisconsin Press, 1976), 72 によれば、議会主流派は消費者を念頭に置いた関税設定を否定した。
- ¹⁴ Bureau of Insular Affairs, War Department, *Fifth Annual Report to the Philippine Commission, 1904*. 3 Parts. (Washington: Government Printing Office, 1905), 1:25-26; Robert Bacon and James Brown Scott eds., *The Military and Colonial Policy of the United States: Addresses and Reports by Elihu Root* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1916), 299-300; Colin D. Moore, *American Imperialism and the State, 1893-1921* (New York: Cambridge University Press, 2017), 120-122; Paul A. Kramer, *The Blood of Government: Race, Empire, the United States, & the Philippines* (Chapel Hill, The University of North Carolina Press, 2006), 237, 241; Julian Go, "The Chains of Empire: State Building and 'Political Education' in Puerto Rico and the Philippines," *The American Colonial State in the Philippines: Global Perspectives*, edited by Julian Go and Anne L. Foster (Durham and London: Duke University Press, 2003), 195; Doris Kearns Goodwin, *The Bully Pulpit: Theodore Roosevelt, William Howard Taft, and the Golden Age of Journalism* (New York: Simon and Schuster, 2013), 503; Philip C. Jessup, *Elihu Root*. 2 vols. (New York: Archon Books, 1964 [c1938]), 2:214; Henry F. Pringle, *The Life and Times of William Howard Taft*. 2 vols. (New York: Farrar and Rinehart, 1939), 1:288-89, 329.

- ¹⁵ Robert Bacon and James Brown Scott eds., *Latin America the United States: Addresses and Reports by Elihu Root* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1917), 277-279; Elihu Root, “Development of the Foreign Trade of the United States,” *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 29 (May, 1907), 6-8; 小山『米国関税の政策と制度』、116n15; Lodge, *Correspondence of TR and Lodge*, 2:129.
- ¹⁶ David H. Burton ed., *The Collected Works of William Howard Taft*. 6 Vols. (Ohio University Press, 2001), 2:28, 76-77, 99-102, 102-104, 146-147, 3:16-17, 27-28. タフトは、民主党候補ブライアンの説く「歳入関税」論は、「関税をいじくり回すこと」によって、消費者一人ひとりにかかるコストを無視するだけでなく、企業活動を麻痺させ、国内産業を壊滅に追い込みもする、と非難した。
- ¹⁷ Kenkel, *Progressives and Protection*, 30; Lodge, *Correspondence of TR and Lodge*, 366.
- ¹⁸ 小山『米国関税の政策と制度』、92-93; Wolman, *Most Favored Nation*, 102-109; Cynthia Clark Northrup and Elaine C. Prange Turney eds., *Encyclopedia of Tariffs and Trade in U.S. History: The Encyclopedia*, Volume I (Westport, CT: Greenwood Publishing Group, 2003), 201.
- ¹⁹ William H. Becker, *The Dynamics of Business-Government Relations: Industry & Export 1893-1921* (Chicago & London: The University of Chicago Press, 1983), 80-81.
- ²⁰ Wolman, *Most Favored Nation*, 149-150; Burton, *Works of Taft*, 3:374-375; Robert Marion La Follette, *La Follette's Autobiography: A Personal Narrative of Political Experiences* (Madison, Milwaukee, and London: University of Wisconsin Press, 1960), 47-48.
- ²¹ Lodge, *Correspondence of TR and Lodge*, 2:311. Claude E. Barfield, “‘Our Share of the Booty’: The Democratic Party Cannonism, and the Payne-Aldrich Tariff,” *The Journal of American History*, 57, no. 2 (September 1970), 308-323 が描いているように、主流派は民主党内の保護主義者と共闘できたため、上院での議論を有利に進められた。
- ²² Peri E. Arnold, *Remaking the Presidency: Roosevelt, Taft, and Wilson, 1901-1916*, (Lawrence, KS: University of Kansas Press, 2009), 111. Elting E. Morison ed., *The Letters of Theodore Roosevelt*, 8 Vols. (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1951-1954), 3:453 によれば、タフトは、主流派の協力を上手にとりつけることが改革を推進させる鍵だと TR から聞かされていた。
- ²³ Horace Samuel Merrill and Marion Galbraith Merrill, *The Republican Command: 1897-1913* (Lexington, KY: University Press of Kentucky, 1971), 286. Claudius O. Johnson, *Borah of Idaho* (New York and Toronto: Longmans, Green and Co., 1936), 114-116 によれば、アイダホ州選出上院議員ボラー (William E. Borah) は、1908 年共和党綱領の作成に参加した際、「改正」は「引下げ」の意と解した。だが、中西部の急進派が求めたゴムの関税自由化には反対した。ゴムはアイダホ州の主要製品のひとつであった。
- ²⁴ Arnold, *Remaking the Presidency*, 113; Lewis L. Gould, *Reform and Regulation: American Politics from Roosevelt to Wilson* (Prospect Heights, IL: Waveland Press, 1996), 119. 関税法案が両院協議会に至って初めて、タフトは、石炭、木材パルプ、ゴム、牛皮などの主要製品の関税引下げは果敢に求めたが、羊毛、綿、工業製品などについてはそうしなかった。
- ²⁵ Lodge, *Correspondence of TR and Lodge*, 2:333, 353.

- ²⁶ Robert Harrison, *Congress, Progressive Reform, and the New American State* (New York: Cambridge University Press, 2004), 178; Burton, *Works of Taft*, 3:177.
- ²⁷ Herbert Croly, “Democratic Factions and Insurgent Republicans,” *The North American Review*, 191, no.654 (May, 1910), 631-633 および Herbert Croly, *The Promise of American Life* (New York: MacMillan Company, 1910), 191 によれば、トラストによる生産過剰が天然資源を消尽させようとしているが、その原因は、連邦政府が西部開拓を奨励する過程で、「差別的階級立法の明白な実例」たる保護関税によってトラストの形成を助長したことにある。ゆえに、天然資源の保全を訴える「革新主義者」が、反トラストの関税改正論を唱えるのは当然の帰結である。タフトはこの関連性を理解できていなかったがゆえに、関税改正と天然資源の保全の両方について急進派たちの離反を招き、革新主義の指導者としての地位を TR から継承することに失敗した、という。
- ²⁸ Mowry, *The Era of Theodore Roosevelt*, 243-249; Jessup, *Elihu Root*, 2:220; Gould, *Four Hats in the Ring*, 19.
- ²⁹ Morison, *Letters of TR*, 7:95-96, 106, 127, 138-139, 146-147; Lodge, *Correspondence of TR and Lodge*, 2:369, 372, 379-380.
- ³⁰ TR のタフト評価については、Morison, *Letters of TR*, 7:112, 113, 148-149, 160, 168 などを参照。TR は、タフトが一般的な関税改正を試みてログローリングを招き、議会主流派に主導権を握られたのを政治的な失策とみなしたものの、1910 年中間選挙の共和党綱領がペイン＝オールドリッチ関税法を自賛するのを黙認した。内外生産コストの差は内外の人件費の差によると考えていたため、劇的な関税引下げには反対していたからである。TR の黙認を受けて、彼も議会主流派に屈したと批判する急進派の議員もあった (Ibid., 7:140n1.)。他方 TR は、関税会議設置の功績は、急進派の一人、アイオワ州選出上院議員ドリヴァー (Jonathan P. Dolliver) にあるとみて、高く評価した (Ibid., 7:114n1, 124)。関税会議がやがて「政治的な圧力からも不適切な財界の影響力からも完全に」独立した「専門家による関税委員会」へと発展し、同委員会の勧告に基づき、品目分類表ごとに漸進的な関税改正がなされることを期待した (Hermann Hagedorn ed., *The Works of Theodore Roosevelt*, Memorial Edition, 24 Vols. (New York: Charles Scribner’s Son, 1923-1926), 19:19)。
- ³¹ Burton, *Works of Taft*, 2:74, 3:341.
- ³² Act of February 4, 1887 (Interstate Commerce Act), Public Law 49-41, February 4, 1887, Enrolled Acts and Resolutions of Congress, 1789-, General Records of the United States Government, 1778 – 1992, Record Group 11, National Archives; 水野里香「シャーマン反トラスト法の成立—アメリカ合衆国における州際通商と独占規制—」『エコノミア』54 巻 1 号 (2003 年 5 月)、38; 山口房司『多分節国家アメリカの法と社会』ミネルヴァ書房、1999 年、54。
- ³³ Burton, *Works of Taft*, 3:409-411; William Z. Ripley, *Railroads, Rates and Regulations* (Washington, DC: Beard Books, 1912), 568-571. Stephen Skowronek, *Building A New American State: The Expansion of National Administrative Capacities 1877-1920* (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 1982), 263.
- ³⁴ *Court of Commerce, Railroad Rates, Etc., Hearing before the Committee on Interstate Commerce United States Senate on the Bills S.3776 and S.5106, February 3 and 4, 1910*, Series 1 (Washington: Government Printing

Office, 1910), 3-6.

- ³⁵ Skowronek, *Building A New American State*, 262; Paul M. Rego, “William Howard Taft: The Constitutionalist as Critic of Progressivism,” *In Defense of the Founders Republic: Critics of Direct Democracy in the Progressive Era*, edited by Lonc H. Bailey and Jerome M. Mileur (New York and London: Bloomsbury Academic, 2015), 87-88.
- ³⁶ M・L・ベネディクト (常本照樹訳)『アメリカ憲法史』北海道大学図書刊行会、1994年、137-138; 会沢恒「司法積極主義」山本龍彦・大林啓吾編著『違憲審査基準—アメリカ憲法判例の現在』弘文堂、2017年、295-296; James Willard Hurst, *The Growth of American Law: The Law Makers* (Clark, NJ: The Lawbook Exchange, Ltd., 2007), 125.
- ³⁷ La Follette, *La Follette's Autobiography*, 179-180; *Congressional Record: Containing the Proceedings and Debates of the Sixty-First Congress, Second Session* (Washington DC: Government Printing Office, 1910 [以下、*Congressional Record*, 61st Cong., 2nd Sess.のように略記]), 45(7):7345-7347, 8141, 8380; James A. Fowler, “The Commerce Court,” *The North American Review*, 197, no.4 (April, 1913), 465-466; Ruth Bloch Rubin, *Building the Bloc: Intraparty Organization in the US Congress* (Cambridge, UK: University of Cambridge Press, 2017), 102; Harrison, *New American State*, 85. ラ・フォルテは、鉄道会社と関係をもつ人物を判事に任命するのを禁じる修正案を提出した。これは主流派によって否決された (*Congressional Record*, 61st Cong., 2nd Sess., 45 (7):7260-7262)。法案成立後の条文については、*Statutes of the United States of America, Passed at the Second Session of the Sixty-First Congress, 1909-1910*. 2 Parts. (Washington, Government Printing Office, 1910), 1:539-541 を参照。
- ³⁸ Brad Snyder, *The House of Truth: A Washington Political Salon and the Foundations of American Liberalism* (New York: Oxford University Press, 2017), 13; Joseph P. Lash ed., *From the Diaries of Felix Frankfurter: with a Biographical Essay and Notes* (New York: W. W. Norton & Company, Inc., 1975), 113-114.
- ³⁹ Hagedorn, *Works of TR*, 19:10-30.
- ⁴⁰ Burton, *Works of Taft*, 2:41.
- ⁴¹ Morison, *Letters of TR*, 7:100-101, 116-117; Theodore Roosevelt, “Criticism of the Courts,” *The Outlook*, September 24, 1910, 149-152. TR は、1912 年大統領選挙において、タフトの通商裁判所は、行政府が推進してきた企業規制に対する「反動」であるとして、その廃止を訴えた (Morison, *Letters of TR*, 7:525-526; Hagedorn, *Works of TR*, 19:227, 246, 387, 22:498.)
- ⁴² Henry L. Stimson and McGeorge Bundy, *On Active Service in Peace and War* (New York: Harper and Brothers, 1948), 53; La Follette, *La Follette's Autobiography*, chap.8 (esp. 298-299), 326-327. ラ・フォルテの TR に対する反感は、TR が関税引下げを政治議題にするのを巧みに避け続けたことで、ますます確かなものとなった。
- ⁴³ Morison, *Letters of TR*, 7:129-131, 165. TR は、1910 年中間選挙において地元ニューヨーク州で敗北を喫した—自らが支援した連邦議会議員候補も落選し、スティムソンも州知事になれなかった—ため、自分は大統領選挙に出馬しても勝てないと判断していた。

- ⁴⁴ Jessup, *Elihu Root*, 2:163-164; Morison, *Letters of TR*, 7:123. ただし、ルートもタフトも、ナイト事件判決やロックナー事件判決が一般福祉立法を妨害したと批判的にみる点では、TR と相違なかった。ロッジは二人よりももっと厳格な立場をとった。すなわち、法律や司法手続の改正の必要性は主張してよいが、法律の尊重が統治の根幹である以上、裁判所が違憲立法審査権に基づいて下した個々の判例を否定すべきではない、と TR に諭した (Lodge, *Correspondence of TR and Lodge*, 2:389-390)。
- ⁴⁵ Hagedorn, *Works of TR*, 19:43, 47, 89, 107, 112-113; Morison, *Letters of TR*, 7:424-425.
- ⁴⁶ Archibald Willingham Butt, *Taft and Roosevelt: The Intimate Letters of Archie Butt*, 2 Vols. (Garden City, NY: Doubleday, Doran & Co., 1930), 1:345-347. タフトは、TR は目的が正しければ、それに直進することを望み、手段は問わない指導者だったと述べた上で、法律によっても同じ目的が得られることを待つ忍耐を示すべき場面が多かったと回顧している。
- ⁴⁷ Hagedorn, *Works of TR*, 19:116, 122-125, 137, 178, 491-492. 合衆国憲法には、連邦最高裁が違憲立法審査権を有するとは記されていない。その由来は、1803 年のマーベリー対マディソン判決で初代連邦最高裁長官マーシャル (John Marshall) がなした判示にある。
- ⁴⁸ Morison, *Letters of TR*, 7:419.
- ⁴⁹ Robert Bacon and James Brown Scott eds., *Addresses on Government and Citizenship by Elihu Root* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1916), 392-401.
- ⁵⁰ Hagedorn, *Works of TR*, 19:111; Morison, *Letters of TR*, 7:456.
- ⁵¹ Bacon and Scott, *Government and Citizenship*, 253, 260-261, 266-272; Jessup, *Elihu Root*, 2:238-241; Lodge, *Correspondence of TR and Lodge*, 2:417-418.
- ⁵² Lodge, *Correspondence of TR and Lodge*, 2:372-374; Morison, *Letters of TR*, 7:150-151, 254-255, 367, 421-423)
- ⁵³ Theodore Roosevelt, *An Autobiography* (New York: Charles Scribner's Sons, 1913), 560-561, 563-567, 569-573; Hagedorn, *Works of TR*, 19:364; Morison, *Letters of TR*, 7:423. なお、訴追事由の中に、US スティールが、1907 年金融恐慌の鎮静化のためではなく競合他社の登場を未然に防ぐために、テネシー石炭鉄鋼会社を吸収合併したとの嫌疑があった。しかし、この吸収合併は TR が自ら大統領として承認したものであった。司法省は、前任大統領が US スティール経営陣に欺かれ、自由競争を阻害したと述べたも同然であった。TR がタフトに対する反感を強めたのも無理はない (TR, *An Autobiography*, 561-563)。
- ⁵⁴ Jessup, *Elihu Root*, 2:185; Stimson, *On Active Service*, 44-48, 55; Lash, *Diaries of Felix Frankfurter*, 106-108, 111-112, 116, 122; John A. Garraty, *Right-Hand Man: The Life of George W. Perkins* (New York: Harper & Brothers, Publishers, 1960), 253-254; Elting E. Morison, *Turmoil and Tradition: A Study of the Life and Times of Henry L. Stimson* (New York: Atheneum, 1964), 142; Michael E. Parrish, *Felix Frankfurter and His Times: The Reform Years* (New York: The Free Press, 1982), 53-54; Morison, *Letters of TR*, 7:419-420. 連邦最高裁判決については、山口『多分節国家アメリカの法と社会』174-175、水野里香「近代における独占規制の歴史的起源とアメリカ」『CSEG DISCUSSION PAPER SERIES』No. 2010-CSEG-03 (2010 年 8 月)、

30-31 を参照。

- ⁵⁵ Bacon and Scott, *Government and Citizenship*, 73-74, 272; Morison, *Letters of TR*, 7:336.
- ⁵⁶ Jessup, Elihu Root, 2:226-229; Lodge, *Correspondence of TR and Lodge*, 2:338-339, 341-342; Hagedorn, *Works of TR*, 19:20, 195; Paolo E. Coletta, *The Presidency of William Howard Taft* (Lawrence, KS: The University Press of Kansas, 1973), 66-67; Lewis L. Gould, *The William Taft Presidency* (Lawrence, KS: The University Press of Kansas, 2009), 55-56. ポロック事件判決については、阿川尚之『憲法で読むアメリカ史 下』PHP 新書、2004 年、115-116 および Paul D. Moreno, *The American State from the Civil War to the New Deal: The Twilight of Constitutionalism and the Triumph of Progressivism* (New York: Cambridge University Press, 2013), 40-43 を参照。
- ⁵⁷ Lodge, *Correspondence of TR and Lodge*, 2:417-418; Henry Cabot Lodge, *The Democracy of the Constitution: And Other Addresses and Essays* (New York: Charles Scribner's Sons, 1915), 9, 35-37, 46-82; Bacon and Scott, *Government and Citizenship*, 92-93, 98-99, 114-115.
- ⁵⁸ Morison, *Letters of TR*, 7:163, 194, 194-195n3, 201, 215, 232-233, 336; Hagedorn, *Works of TR*, 19:87-88. 前任大統領の支持をとりつけられなかったラ・フォルテは、TR のトラスト規制策を偽善的と攻撃し続け、TR がのちに結成する革新党にも参加しなかった。
- ⁵⁹ Morison, *Letter of TR*, 7:280, 283, 284, 289, 296-297, 326-327, 329, 333-334, 337, 343-347, 473, 476; Theodore Roosevelt, "The Peace of Righteousness," *The Outlook*, September 9, 1911, 66-70; Jessup, *Elihu Root*, 224; Lodge, *Correspondence of TR and Lodge*, 2:404-410, 419-422; *Congressional Records*, 62 Cong. 2nd Sess., 1912, 48 (3):2602-2605, 2936-2938. Gould, *The William Taft Presidency*, 149 によれば、タフトはイギリスとカナダの関係は希薄と説いて、互惠通商案に対する反対論をますます強めた。
- ⁶⁰ *Congressional Records*, 62 Cong. 2nd Sess., 1912, 48 (3):2879-2882; Coletta, *The Presidency of William Howard Taft*, 173; Morison, *Letters of TR*, 7:114, 348, 401, 418; Lodge, *Correspondence of TR and Lodge*, 2:297. Charles Forcey, *The Crossroads of Liberalism: Croly, Weyl, Lippmann and the Progressive Era 1900-1925* (London: Oxford University Press, 1961), 142 によれば、TR の選挙参謀の一人となるクローリーは、急進派を国益よりも地域の権益を重視する輩だと見下していた。
- ⁶¹ Lewis L. Gould, *Grand Old Party: A History of the Republicans* (New York: Random House, 2003), 183.
- ⁶² Merrill, *The Republican Command*, 311; Jessup, *Elihu Root*, 2:180-185.
- ⁶³ Heather Cox Richardson, *To Make Men Free: A History of the Republican Party* (New York: Basic Books, 2014), 166-167; William A. Schambra, "The Problem of Democracy: Recovering the Constitution from the Progressives," *Progressive Challenges to the American Constitution: A New Republic*, edited by Bradley C. S. Watson (New York: Cambridge University Press, 2017), 22. ロッジは TR との長年の友情を理由に中立を保ったが、彼の書いた合衆国憲法論は 100 万部も配布され、事実上タフトの候補指名を助けたという (Ibid., 20)。
- ⁶⁴ Morison, *Letters of TR*, 7:338-339; Hagedorn, *Works of TR*, 19:202.
- ⁶⁵ Felix Frankfurter, *Felix Frankfurter Reminiscences: Recorded in Talks with Dr. Harland B. Philips* (New York:

Reynal & Company, 1960), 54-55; Morison, *Letters of TR*, 7:571-572, 646-647.

⁶⁶ Hegedorn, *Works of TR*, 19:68.

⁶⁷ Oscar K. Davis, *Released for Publication: Some Inside Political History of Theodore Roosevelt and His Times, 1898-1918* (Boston: Houghton Mifflin Company, 1925), 54.

⁶⁸ William Howard Taft, *Our Chief Magistrate and His Powers* (New York, Columbia University Press, 1916), 2-3, 29, 48-49, 136-147; Bacon and Scott, *Government and Citizenship*, 115-116. 長年上院議員を務めるロッジは、法律を合衆国憲法に合致させられない立法府の立案能力を改善すれば、裁判所の判決に対する大方の批判は解消されると述べた (Lodge, *The Democracy of the Constitution*, 78-79)。

Progressives in the United States Presidential Election of 1912: “Centrist Politics” in Pursuit of “Liberalism”, Part I.

Takeosuke Mishima

Abstract

Theodore Roosevelt, an icon of American Progressivism, attempted to expand the police power of the Federal Government in order to establish social equilibrium between capital and labor. He believed that this new liberalism would be realized through “Centrist Politics,” which aimed to counter the powers of Republican Regulars with its Insurgents so that its moderate Progressives could be centered in the party decision making.

However, his successor, William Howard Taft, forced the Republicans into a tariff reform, which Roosevelt avoided so as to maintain “Centrist Politics.” This bold action caused Taft to depend heavily on the Regulars because they were in command of Congressional proceedings, whose technicalities Taft didn’t know much about. This reliance made the Insurgents defect the President and Roosevelt find Taft failed to succeed to his “Centrist Politics.” Then Roosevelt initiated his campaign of “New Nationalism” to revive his “Centrist Politics” in the Republican political dynamics. He insisted on one of the Insurgents’ agendas, that is, modifying US Constitution to introduce direct democracy procedures such as recall of judges and their decisions.

Though, “New Nationalism” aroused the objection of Roosevelt’s politically reliable allies, Elihu Root and Henry Cabot Lodge, who had negotiated both the Regulars and Insurgents to settle their disagreements to Roosevelt’s “Centrist Politics”. This was because Root and Lodge believed that the direct democracy procedures would destroy the separation of powers, which they considered was the heart of US Constitution, and would invite State Socialism. As a result, “New Nationalism” lost political ground in the Republican Party and Roosevelt had no choice but to leave it and to set up the Bull Moose Party. At the US Presidential Election of 1912, the Grand Old Party started to return to Classical Liberalism.

Key words: United States Presidential Elections, Tariff, United States Constitution, Progressivism,
Liberalism